

令和6年度（2024年度）登録

和歌山市教育委員会会計年度任用職員

生徒指導補助員（学校教育課）

登録者募集要項

和歌山市教育委員会学校教育課

和歌山市の会計年度任用職員（生徒指導補助員）は登録制になります。

本制度は、令和6年度中に会計年度任用職員（生徒指導補助員）の任用を必要とする業務が生じた際、登録者の中から条件に合う方を選考し、任用される制度となります。

そのため、ご登録いただいても、必要人員の状況等により必ず任用されるとは限りませんのでご注意ください。

受付期間

持参：令和6年2月22日（木）まで
（持参提出のみ受付）

1 職務内容

職種	主な職務内容
生徒指導補助員	生徒（生活）指導担当者の指導業務の補助 等

2 応募資格

次の（1）から（2）までの要件を満たす方

（1）次のいずれかに該当する方

ア 日本国籍を有する方

イ 日本国籍を有しない方で日本国内における活動に制限のない在留資格を取得している方（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び特別永住者）又は令和6年3月31日までに取得見込みの方

（2）次のいずれにも該当しない方

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

ウ 和歌山市職員（会計年度任用職員を含む。）として懲戒免職の処分を受け、又は和歌山市非常勤職員若しくは賃金支弁職員として懲戒解雇され、当該処分の日又は解雇の日から2年を経過しない方

3 勤務条件

項 目	内 容
任用期間	<p>任用期間は、採用日にかかわらず、任用年度内の一定の期間になります。</p> <p>※ ご登録いただいても必ず任用されるとは限りません。</p> <p>※ 年度途中で任用される場合があります。</p> <p>※ 採用は全て条件付きで、原則として任用から1か月間を良好な成績で勤務した時に初めて正式採用となります（地方公務員法第22条の2第7項）。再度任用された場合も同様です。</p>
勤務場所	和歌山市立小・中・義務教育学校
勤務日数 勤務時間	<p>【勤務日数】年202日勤務（土日・祝日除く）</p> <p>【勤務時間】原則1日7時間（休憩45分）</p> <p>（例） 8：30～16：15、9：00～16：45</p> <p>※ 勤務シフト等により、始業・終業時刻が変更される場合があります。</p> <p>※ 授業日の勤務を原則としますが、時間外（休日）勤務を命じられる場合があります。</p>
給料等	<p>○報酬（地域手当相当額を含む）【締切日：月末、支払日：翌月16日】</p> <p>日額 8,064円 ～ 8,516円</p> <p>※報酬は職務経験（和歌山市会計年度任用職員及び非常勤職員として勤務した経験（同職種に限る。））に応じて決定します。</p> <p>○期末及び勤勉手当</p> <p>和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、年2回（6月及び12月）<u>対象者</u>へ支給されます。</p> <p>支給額 = 基準日以前6月の1月当たりの平均報酬額 × 支給月数 × 期間割合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>支給対象：任期の定めが6月以上（1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満は対象外）</p> <p>支給月数：4.5月（6月期：2.25月、12月期：2.25月） ※期末、勤勉手当の合計月数</p> <p>（例）前年度市の職員として勤務しておらず、新規で月16日で採用された場合</p> <p>6月期 平均報酬額約129,024円 × 2.25 × 0.3 = 87,091円程度</p> <p>※期間割合は在職期間によります。次年度以降も引き続き任用される場合は基本的に1.0となります。</p> <p>12月期 平均報酬額約129,024円 × 2.25 × 1.0 = 290,304円程度</p> </div> <p>○費用弁償（通勤手当相当分）</p> <p>和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、支給されます。（上限あり。1月あたり55,000円）</p>
休暇制度	<p>○年次有給休暇：勤務年数、任用期間、勤務日数に応じ付与します。</p> <p>○特別休暇：夏季休暇（有給）、看護休暇（有給）、病気休暇（無給）等</p> <p>※任用期間、勤務日数によっては取得できない休暇もあります。</p>
社会保険	<p>法令に基づき、任用期間、勤務日数等に応じて公立学校共済組合、厚生年金保険、雇用保険に加入します。</p> <p>また、勤務場所により労働者災害補償保険等が適用されます。</p>
身分・服務	地方公務員法の規定が適用されます。

4 登録の方法等

(1) 登録手続きに係る選考について

任用にあたり、以下の選考方法をもって、登録手続きを行います。

選考方法	選考内容
作文	テーマ「学校現場で働く上で、大切にしたいこと」 文字数は400字以内とし、別添の原稿用紙を使用すること。
面接	集団又は個人の形式による、主として人物、適性等についての面接

(2) 登録手続きの流れ

① 電話予約

登録受付期間中に、提出書類を持参する予定の事前に、学校教育課（073-435-1196（直通））まで連絡してください。（受付時間は、平日午前8時半から午後5時15分までです。）



② 提出書類の持参・提出・面接

『会計年度任用職員（生徒指導補助員）登録申込書（登録書）』及び『作文』を学校教育課まで持参し、面接を行います。

（郵送での提出は受け付けていません。）



作文の提出及び面接をもって、登録手続きの完了となります。

5 任用について

令和6年度中に生徒指導補助員の任用を必要とする業務が生じた際、登録者の中からその業務の遂行に必要な能力、適性、経験、技能の程度などをもとに選考を行い、任用候補者とします。選考の結果、任用候補者となった方には、後日連絡を行います。

また、令和7年度以降の任用についても毎年度登録手続きが必要となります。

6 注意事項

- (1) お申込みいただくだけでは登録されません。「4 登録の方法等」の手続きを完了することで登録されます。登録が完了したことについて、通知等の送付はありません。
- (2) この登録は、採用が決まっているものではありません。採用された方にのみ連絡があります。
- (3) この登録は他への就職などを拘束するものではありません。
- (4) 登録期間は、登録票の「希望する登録期間」に記載いただいた年度内の期間となります。最長4月1日から翌年3月31日までとなります。
- (5) 登録期間中に登録内容に変更が生じた場合又は他に就職するなど登録を取り消す場合は、学校教育課（073-435-1196（直通））までご連絡ください。
- (6) 応募資格を満たさないこと、心身の故障のため職務の遂行に支障があること若しくはこれに堪えないこと又は職に必要な適格性を欠くことが明らかとなった場合などは、上記にかかわらず登録が抹消されます。

7 登録申込手続

申込書類	<p>① 会計年度任用職員（生徒指導補助員）登録申込書（登録票） この募集要項をよく読んだ上で、記入例を参考にして申込書に必要な事項を正しく記入してください。</p> <p>② 作文 「学校現場で働く上で、大切にしたいこと」をテーマに作成してください。 (文字数は400字以内とし、別添の原稿用紙を使用すること。)</p>
申込方法	<p>●申込は持参のみ受け付けます。 ※郵送での提出は受け付けていません。</p> <p>●申込書等を持参する前に、学校教育課（073-435-1196（直通））まで電話予約をしてください。 (受付時間は、平日午前8時半から午後5時15分までです。)</p> <p>●申込書類は、学校教育課（本庁舎11階）へ持参してください。</p>

※ 申込書類は受付後返却しません。

※ 申込書に記載された個人情報、任用に関する事務及び任用後の人事管理に関する事務以外の目的には使用しません。

提出書類に不備があると受付することができません。提出前にもう一度確認してください。

(1) 太線枠内の欄にもれなく記入していますか。

ア 希望する登録期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間で登録を希望する期間を記入していますか。

イ 個人情報提供の同意について署名していますか。
(日付は、提出書類を記入した日で構いません。)

ウ 連絡先の電話番号を記入していますか。

エ 現住所及び緊急連絡先は、寮・下宿・アパート等の場合は何々様方まで記入していますか。

オ 緊急時連絡先は、緊急時に確実に連絡の取れる方の住所、氏名、続柄、電話番号（携帯電話可）を記入していますか。

カ 職歴が5つ以上ある場合は、主なものを5つ記入してください。

キ 資格・免許は、業務上有用と思われるものを記入してください。

(2) 登録票の写真欄に写真を貼っていますか。

(3) 提出期限及び提出先を再確認してください。

8 登録に関するお問い合わせ

(土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

- (1) 募集職種の職務内容、勤務条件、必要な資格について

学校教育課 (和歌山市役所本庁舎11階)

(電話番号) 073-435-1196 (直通)

- (2) 会計年度任用職員制度に関することについて

教育政策課 (本庁舎11階)

(電話番号) 073-435-1135 (直通)